

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

実質的支配者情報リスト制度

マネーロンダリング防止等の取組として、法人からの申出により、商業登記所が実質的支配者に関する情報を記載した書面を保管し、その写しを交付する制度が開始。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

1/31(月) 仏滅	11月決算法人の確定申告ほか
2/1(火) 先勝	旧正月、贈与税の申告開始(～3月15日)
2(水) 友引	
3(木) 先負	節分
4(金) 仏滅	立春、北京冬季オリンピックの開会式
5(土) 大安	
6(日) 赤口	エリザベス女王の即位70周年

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
1/24(月)	27,588 △66	113.75 △0.11
25(火)	27,131 ▼457	113.88 ▼0.13
26(水)	27,011 ▼120	113.97 ▼0.09
27(木)	26,170 ▼841	114.77 ▼0.80
28(金)	26,717 △547	115.64 ▼0.87

令和3年分の贈与税の申告は2月1日から開始

令和3年分の贈与税の申告が2月1日から始まります(3月15日まで)。

◆贈与税の申告が必要となるケースは

令和3年中に個人から現金や不動産、有価証券などの財産の贈与を受けた方で、以下のようなケースに該当する場合は贈与税の申告が必要です(法人からの贈与は所得税)。ただし、扶養義務者相互間で教育費や生活費に充てるために通常必要と認められる範囲内の財産の贈与などは、贈与税の対象外です。

◎合計110万円超の贈与を受けた場合(暦年課税)

……贈与者の人数に関わらず1年間に贈与を受けた財産の合計額が基礎控除額(110万円)を超える場合は、申告が必要です。なお、20歳以上の方が直系尊属(父母や祖父母など)から贈与を受けた場合の贈与税額の計算は「特例税率」が適用されます。

◎相続時精算課税を適用する場合……特定の贈与者(60歳以上の父母・祖父母など)からの贈与について、暦年課税に代えて相続時精算課税を適用する場合は、申告が必要です。なお、贈与者ごとに選択できますが、選択した贈与者が亡くなるまで継続して適用され、暦年課税に変更することはできません。

◎住宅取得等資金の非課税措置を適用する場合……直系尊属からの住宅取得等資金の贈与について一定限度額まで贈与税が非課税となる措置を適用する場合は、申告が必要です。

◎配偶者控除の特例を適用する場合……婚姻期間が20年以上である配偶者からの居住用不動産又は居住用不動産の購入資金の贈与について、最高2千万円まで控除できる特例を適用する場合は、申告が必要です(同じ配偶者からの贈与について適用は一度)。

■この記事の詳細は、情報BOX201504

事業復活支援金における給付金等の取扱い

新型コロナの影響により令和3年11月～4年3月のいずれかの月(対象月)の売上が、平成30年11月～令和3年3月の任意の同じ月(基準月)と比べて30%以上減少した事業者が対象となる「事業復活支援金」の申請受付が始まりました。

本支援金の判定や給付額の計算の際、各月の事業収入に新型コロナに関連する給付金等(持続化給付金や家賃支援給付金、協力金等)が含まれる場合は、その額を除きます。

ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じて協力金等(協力要請推進枠交付金が充てられるもの)を受給する場合に限り、相当額を対象月の月間事業収入に加える必要があります。

★★★ 2月のチェックポイント ★★★

- ※贈与税の申告と納付は2月1日～3月15日。
- ※所得税確定申告と納付は2月16日～3月15日。早めの準備が正しい申告と節税の基本です。
- ※新型コロナの感染が再び拡大していますので、マスク着用など予防策の徹底や、事業継続に向けた取組を強化します。
- ※2月1日～3月18日は「サイバーセキュリティ月間」。特に、テレワークを実施中の企業は、情報の流出などのリスクが高いため、適切な情報管理と従業員教育の徹底を行います。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和3年分の贈与税の申告について

令和3年分の贈与税の申告受付は、令和4年2月1日(火)～3月15日(火)までです。

贈与税の申告は、その年の1月1日から12月31日までの1年間に現金や不動産、有価証券などの財産の贈与(法人からの贈与を除く)を受けた方で、*暦年課税の基礎控除額110万円を超える財産の贈与を受けた場合、*相続時精算課税を適用する場合、*住宅取得等資金の贈与に係る非課税措置を適用する場合、*配偶者控除の特例を適用する場合などに、申告書の提出が必要となります。

なお、扶養義務者相互間で教育費や生活費に充てるために通常必要と認められる範囲内の財産の贈与は、贈与税の対象外となります。

◆暦年課税の概要

暦年課税は、1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額(複数人から贈与を受けた場合や、同じ人から複数回にわたり贈与を受けた場合には、それらの財産価額の合計額)を基に贈与税額を計算する方式で、その合計額が基礎控除額(110万円)を超える場合に、贈与税の申告が必要です。

◎適用される税率

1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から基礎控除額(110万円)を控除した残額について、贈与者と受贈者との続柄及び受贈者の年齢に応じて、「一般税率※」又は「特例税率※」のいずれかを適用して贈与税額を計算します。

※「一般税率」は、直系尊属(父母や祖父母など)以外の贈与者から財産の贈与を受けた場合や、受贈者が贈与の年の1月1日において20歳未満である場合に適用。

※「特例税率」は、直系尊属である贈与者から財産の贈与を受け、かつ、受贈者が贈与の年の1月1日において20歳以上である場合に適用。

◆相続時精算課税の概要

相続時精算課税は、特定の贈与者から贈与を受けた財産について、暦年課税に代えて選択できる制度で、選択した贈与者から贈与を受けた財産の価額の合計額から、複数年にわたり利用できる特別控除額(2,500万円)を控除した残額に対して贈与税(一律20%)がかかり、選択した贈与者が亡くなった場合にその贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額の合計を基に計算した相続税額から、既に納めたその贈与税相当額を控除することで、贈与税・相続税を通じた納税を行う方式です。

贈与者ごとに選択することができますが、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、選択した年分以降全て相続時精算課税が適用され、暦年課税への変更はできません。

また、相続時精算課税を選択した場合には、その財産の価額が110万円以下であっても贈与税の申告をする必要があります。

◎適用対象者

相続時精算課税の適用を受けることができるのは、原則として、次の要件を満たす者に限られます。

*贈与者は、贈与をした年の1月1日において60歳以上の者(父母や祖父母など)であること。

*受贈者は、贈与を受けた年の1月1日において20歳以上で、かつ、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属(子や孫など)である推定相続人又は孫であること。

◆直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置の概要

直系尊属(父母や祖父母など)からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等の対価に充てるための「住宅取得等資金」を取得し、一定の要件を満たす場合は、受贈者ごとに非課税限度額まで贈与税が非課税となる特例を適用できます。

なお、贈与を受けた住宅取得等資金の金額が非課税額以下であっても、特例の適用を受けるためには申告をする必要があります。

◆贈与税の配偶者控除の特例の概要

婚姻期間が20年以上である配偶者から、居住用不動産の贈与を受けた場合、又は金銭の贈与を受けその金銭で居住用不動産を取得した場合に、贈与を受けた年の翌年3月15日までにその居住用不動産を受贈者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるときは、基礎控除額(110万円)のほかに、贈与された居住用不動産の価額と贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額との合計額から2,000万円(その合計額が2,000万円に満たないときにはその合計額)を控除することができます。

なお、同じ配偶者からの贈与については一生に一度しか適用を受けることができません。